

居宅介護支援事業所咲顔 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団明生会が開設する居宅介護支援事業所咲顔（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類、または特定の事業者に偏ることのないよう公平かつ中立に実施する。

三 当事業所は、市町村、老人福祉法第20条の7の2の第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

えがお

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 一 | 名 称 | 居宅介護支援事業所 咲顔 |
| 二 | 所在地 | 千葉県東金市東金1371-1 |

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は従業者及び利用の申し込みに関わる調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。

2 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は利用者からの相談を受け、居宅サービスの作成、変更及び居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

(営業日及び時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。

(ただし祝日及び、年末年始 12月 29 日～1月 3 日を除く)

二 営業時間は通常時間として午前 9 時から午後 5 時とする。

(サービス提供方法及び内容)

第 6 条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は全国社会福祉協議会方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は当事業所の相談室とする。
- 四 介護支援専門員は、利用者が現に抱える問題点の把握(以下「アセスメント」という)にあたり、利用者宅を訪問し利用者及びその家族に面接をして行わなければいけない。この場合介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明をし、理解を得なければならない。
- 五 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 七 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 八 介護支援専門員は、居宅サービスの実施状況の把握にあたり、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情が無い限り次に定めるところにより行わなければならない。
イ 少なくとも一月に 1 回、利用者の居宅を訪問、利用者に面接すること。
ロ 少なくとも一月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。
- 九 介護支援専門員は、次に掲げる場合においてはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合。
ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
- 十 第四号から第七号までの規定は、居宅サービス計画の変更について準用する。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を申し受ける。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を申し受ける事とする。

- 一 1kmあたり 10円
- 二 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

東金市、大網白里市、九十九里町、白子町、茂原市の一部(本納)、
山武市、八街市、千葉市

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図る為に研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回
- 三 虐待防止に関する研修 年1回
- 四 権利擁護に関する研修 年1回
- 五 認知症ケアに関する研修 年1回
- 六 倫理及び法令遵守に関する研修 年1回

(秘密の保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべきものとする。

(賠償責任)

第12条 当事業者は、サービス実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(苦情・ハラスメント処理)

第13条 当事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者やその家族等からの苦情やハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

二 当事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条、介護保険法第176条の規定により市町村又は国民健康保険団体連合会からの照会に応じ調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 二 当事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催

するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第17条 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団明生会と、当事業所の管理者と協議について定めるものとする。

附則

この規程は平成16年6月1日より施行する。

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和7年8月1日より施行する。